

相模原市スポーツ大会出場奨励金贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の社会体育活動に対する意識高揚を図るため、全国大会等のアマチュアスポーツ大会に出場する個人又は団体に対し、奨励金を贈呈することについて必要な事項を定めるものとする。

(贈呈の対象)

第2条 奨励金の贈呈の対象は、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が認めたものとする。ただし、相模原市立中学校における生徒の体育及び文化大会派遣費支給取扱要項(昭和59年4月1日施行)における派遣費の支給対象となる者は除く。

- (1) 出場選手、監督、コーチ等で、市内に居住する個人であること。
- (2) 大会規定等により団体の構成員として認められた出場選手、監督、コーチ等で構成される市内に所在する団体であること。
- (3) 国際規模の大会に、役員等として派遣される者で、市内に居住する個人であること。

(対象となる大会)

第3条 奨励金の贈呈の対象となる大会は、地方予選を経て出場する大会又は厳正かつ明確な基準により出場する大会で、次の各号のいずれかに該当する大会とする。ただし、障害者競技大会は除くものとする。

(1) 国際規模の大会

- ア オリンピック大会及び世界選手権大会規模の大会
- イ アジア大会規模の大会
- ウ ア及びイに準ずるもので、教育委員会が特に認めたもの

(2) 全国規模の大会

- ア 国、地方公共団体、日本体育協会(加盟団体を含む。)又はこれらに準ずる団体が主催する大会

(贈呈額)

第4条 奨励金の贈呈額は、別表に定めるところによる。

(申出)

第5条 奨励金を受けようとするもの(以下「申出者」という。)は、関係書類を添えて原則として大会開催の14日前までに、教育委員会に申し出るものとする。

(奨励金の贈呈)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申出があった場合において、適当と認めるときは奨励金を当該年度内において1回を限度に贈呈する。

(結果報告)

第7条 申出者は、大会が終了したときは、速やかに出場結果を教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 相模原市社会体育大会選手等奨励要綱(昭和61年8月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

項 目		金 額	
個人	国際規模の大会	世界大会規模の大会 (オリンピック大会含む)	30,000円
		アジア大会規模の大会	20,000円
		その他の大会	10,000円
	全国規模の大会	国民体育大会	10,000円
		その他の大会	5,000円
団体	国際規模の大会	個人の金額に出場選手数(監督、コーチ等含む)を乗じた額とする。ただし、上限を300,000円とする。	
	全国規模の大会	個人の金額に出場選手数(監督、コーチ等含む)を乗じた額とする。ただし、上限を150,000円とする。	

